

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国外2名

証拠説明書（12）

2023年3月22日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同 弁護士

出 口 か お り



同 弁護士

井 桁 大 介



同 弁護士

亀 石 倫 子



同 弁護士

三 宅 千 晶



同 弁護士

福 田 健 治



甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
115 の1	Datamap (データマップ) / Rawdata (生データ) (写し)	株式会社 ■■■■■ ■■■■■	2022.10.27	<p>・原判決が判示した「性的道義観念」なるものに「共感できる」「やや共感できる」と回答した者は、小計 49.1%と、「大多数」とはおよそ言いがたい半数弱にとどまること。</p> <p>・もし行政が、性風俗関連特殊営業の事業者にも持続化給付金を給付することにした場合、どのように受け止めまるかという質問に対し、「受け入れられない・反対する」と回答した者は、29.2%にとどまること。</p> <p>・同じ質問について、確定申告をしていなければ支給を受けられないことと、反社会的勢力と関係していないことの誓約を求められることを示した上で改めて賛否をたずねると、「受け入れられる・賛成する」という回答は、もとの質問に対しては 22.4%であったのが 35.5%に増えること、これは、「受け入れられない・反対する」という 20.5%を有意に上まわること、すなわち給付の正確な要件を明示することによって、意見の比重が給付反対多数から賛成多数へと傾くこと。</p> <p>・以上を踏まえると、性風俗関連特殊営業の事業者に給付をしたとしても、「大多数の国民」の理解が得られないとは言えないばかりか、「大多数の国民の理解」が得られるかが疑わしいのは、むしろ、性風俗事業者を給付対象から除外することであること。</p> <p>・性的道義観念を理由に性風俗関連特殊営業の事業者を給付の</p>

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
				<p>対象から外すことについて、共感できるかを尋ねたところ、「性的道義観念」そのものについて共感する割合よりも、「給付対象外とした考え方」に共感できない割合が増えたこと、すなわち、原判決の言うような「性的道義観念」なるものに共感する人びとの中にも、「性的道義観念」なるものへの共感を理由として性風俗関連特殊営業の事業者を持続化給付金の給付対象から除外するのは適当でない、と考える者が一定数いること。</p> <p>・実際、性的道義観念を理由として不給付とすることは筋が違ふと考える割合は約 38%に上っており、「性的道義観念」なるものに準拠して、性風俗関連特殊営業の事業者に対して持続化給付金を給付とすることは「国民の理解」が得られないと決めつけた原判決の立論構成は、むしろ国民の感覚・理解に反していることがわかること。</p> <p>等</p>
115 の 2	性風俗関連特殊営業事業者への持続化給付金支給に関する一般生活者意識調査—調査結果報告書—	同上	同上	同上

116	持続化給付金等の給付に関する調査 (写し)	[REDACTED] [REDACTED]	2022.9.26	<p>・国民全体を100%としたときに、国民の大多数とは何%を指すと思うかを尋ねたところ、その平均値は約78% (中央値80%)であったこと (Q1・7頁)、したがって、甲115の調査において、原判決が判示した「性的道義観念」なるものに「共感できる」「やや共感できる」と回答した者の比率である49.1%は、およそ「大多数」とは言えないこと。</p> <p>・性風俗関連特殊事業者を給付対象から排除するという扱いを国が行うことが、このような事業者に対する偏見や差別を助長することにつながるかを尋ねる質問に対して、「偏見や差別を助長することになると思う」と回答した者は17.0%、「やや偏見や差別を助長することになると思う」32.2%であり、ほぼ半数が懸念を示していること (Q3・8頁)</p> <p>・様々な事業者に対して持続化給付金を給付することについての、相対的な国民の感覚を調査したところ (Q2・7頁)、「性風俗関連特殊営業の事業者」への給付が適切かどうか、「マージャン店・パチンコ店」や「AV制作事業者」の場合とほとんど回答の差がなく、持続化給付金の給付は、これらの事業に対する給付と同程度に適切 (あるいは同程度に不適切) とみなされる可能性が高いこと。</p> <p>・性風俗関連特殊営業に給付をしないことは公正さを欠いていると思うかを尋ねたところ、「そう思う」と回答した者は14.2%、「ややそう思う」は31.4%であり (8頁)、合計約46%が、不給付を差別的で不公平な処遇ととらえていること。 等</p>
-----	--------------------------	--------------------------	-----------	--

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
117	意見書(原本)	大阪大学大 学院人間科 学研究科准 教授辻大介	2023.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民全体における性道徳意識（観念）のありようは、時代的な変化が大きいことが知られており、個々人がその全体のありようを容易に推測しうるものではないこと。 ・そのため、調査結果等の客観的・実証的根拠が求められて然るべきだが、原判決はこれを提示していないこと。 ・甲 115 及び甲 116 を統計学の専門家として検討すると、以下のことがわかること。 ・原判決の想定するような「性的道徳観念」を「大多数の国民が共有」しているとは言いがたいこと。 ・性風俗事業者に持続化給付金を給付することに対して、はたして「大多数の国民」の理解が得られないかも多分に疑わしいこと。 ・給付対象となっている他職種の事業者との公平性を考慮した場合、性風俗事業者のみを給付対象から除外することの方が、むしろ国民の意識・感覚に反すること。 等
118 の1	ウェブサイト トップページ (写し)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	2023.3.10 (最終閲覧日)	<ul style="list-style-type: none"> ・甲 115 の調査を実施した■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■
118 の2	ウェブサイト ■■■■■ ■■■■■ ジ (写し)	同上	同上	同上

甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
118 の3	ウェブサイト [redacted] [redacted] (写し)	同上	同上	同上。
119	ウェブサイト トップページ (写し)	[redacted] [redacted]	2023.3.10 (最終閲覧日)	・甲 116 の調査を実施した [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
120	「表現の自由 (2) わいせ つ・性表現」	京都大学法 学部教授曾 我部真裕	2014.6.20. (増補版第1 刷発行日)	・メイプルソープ事件(最判平成20 年2月19日)からすれば、最高裁 も性的な事項に関する社会通念(国 民の理解)は変化が早いとして、約 9年で社会通念の変化を認めて性的 事項に係る法的判断を変更してい ること。

以上